

平成21年8月24日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成21年8月24日（月）開会：午後1時00分 閉会：午後2時27分

2 場所 議会棟3号委員会室

3 出席者（欠席なし）

委員長 今村岳司（にしのみや未来）

副委員長 町田博喜（公明党議員団）

委員 岩下彰（西宮グリーンクラブ）

篠原正寛（政新会）

田中正剛（にしのみや未来）

西田いさお（無所属）

野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）

他に、地方自治法の規定に基づき、田中渡議長が出席

委員外議員として、杉山たかのり副議長が出席

4 傍聴議員

長谷川久美子・よつや薫

5 一般傍聴者

7名

6 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 亀井健

庶務課長 北林哲二

議事調査課長 宮島茂敏

7 協議概要

（1）継続案件について

議員互助会のあり方について

次回の委員会において、互助会の存続を主張する委員は存続のプランを、積立金の清算・廃止の意見を主張する委員はその清算方法のプランを提出することを再度確認しました（前回の委員会（8月14日開催）での決定事項）。

議員が逮捕・起訴された場合の議員報酬の支給の是非について

前回の委員会において事務局に調査を依頼した内容を確認しました。調査内容は、以下のとおりです。

ア さいたま市は、条例化に当たり5年間検討したとのことであるが、その議論の概要

イ 条例化している地方公共団体には、条例化の背景として何か事件があったのかどうか。

ウ 神戸市の条例の問題点、課題の整理

議員定数について

前回の委員会において確認した内容（議員定数の議論は次回の役職改選（平成22年6月定例会）前までに終了すること）を再度確認しました。

田中委員から、事務局に対し、次に掲げる事項についての調査依頼があり、次回開催の委員会までに調査結果を提出することになりました。

ア 議員定数について、他市（本市と規模が同程度の都市）の削減状況についての調査

イ 本市の規模等からして、議会として求められる機能の整理

日程の確認

ア 次回以降委員会の日程について、以下のとおり確認しました。

10月7日（水）午前10時～12時

10月26日（月）午前10時～12時

11月9日（月）午前10時～12時

11月18日（水）午前10時～12時

11月25日（水）午前10時～午後

イ 平成22年度議会関係予算の協議について、以下のとおり確認しました。

（ア）予算の協議のみを議題とする委員会を12月定例会中に開催すること。

（イ）12月定例会最終日の議会運営委員会で最終確認ができるように、本委員会での結論を出すこと。

（ウ）各種委員（審議会等の委員）の報酬に関する協議は、当該報酬が当局側での予算要求に関する事項であることから、11月25日開催の委員会を期限として結論を出すこと。

（2）委員会における一問一答制の導入について

9月定例会の委員会審査において、一問一答制を試行導入するに際し、前回の委員会において各委員から出された意見を集約した正副委員長案が示されました。協議の結果、次のとおり、本委員会で申し合わせることで意見の一致を見ました。

第10回9月定例会の委員会（常任・特別委員会）審査より、質疑における一問一答制を試行導入する。一問一答で質疑を行う場合は、質疑を行う際にあらかじめその旨を告げる。

委員会での質疑においては、以下の事項に留意する。

ア 質疑を行う際には、質疑の項目数及びその概要についても告知すること。

イ 委員会での質疑においては、会議規則等の規定を遵守することはもちろんであ

るが、効率的な委員会審査に資するため、議案等に対する意見は討論において述べることとし、質疑において必要以上に自らの意見を述べないこと。

ウ 議員の質疑の内容が不明確な場合、質疑の前提となる事実には誤りがある場合などは、当局から委員長又は質疑を行った議員に対して、その内容等について確認することができること。

前2項に掲げる事項は、委員会の冒頭に、委員長から各委員及び当局にお伝えいただき、確認する。

これを受けて、8月25日開催の議会運営委員会において、9月定例会の委員会審査（常任委員会、特別委員会（決算分科会を含む。）より一問一答制を試行導入すること、及び本委員会での申し合わせ事項について報告し、確認を得ました。

なお、一問一答制の試行導入は一問一答制を強要するものではなく、従来の質疑・答弁一括方式で質疑を行うことも自由です。

9月定例会終了後に、本委員会において試行導入の検証を行います。

### （3）議会棟のセキュリティについて

議会棟のセキュリティについて、まず、各委員から問題点や課題について発言がありました。各委員からは、議会棟への人の出入りが事実上自由になっていることから、議員自身の安全の問題、パソコンや資料などのセキュリティ上の問題、トイレでの不審者の目撃情報などが述べられました。

次に、事務局より、現状の議会棟の管理については市役所の庁舎管理の一環として施設保全管理グループにより行われていること、控室の管理については各党派、議員の責任で行っていただいていることの報告がありました。また、平成18年度の阪神市議会事務局の会議において、議会棟の出入りのチェック体制について協議した経緯があるとのことなので、その内容について、事務局に提出を依頼しました。

次回の委員会においては、各委員から出された問題点、課題に対する解決方法について協議することになりました。

### （4）その他

次回の特別委員会は10月7日（水）午前10時から開催することを確認しました。

以 上